

(事務連絡)  
令和3年2月25日

社会福祉法人 代表者 様

京都市保健福祉局  
保健福祉部監査指導課長  
(企画担当 744-1153)

## 評議員の改選（評議員選任・解任委員会の開催時期の取扱い等） に係る留意事項について

平素は本市の社会福祉行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
令和3年度は、多くの法人において、平成28年の社会福祉法人制度改革以降初めて評議員の一斉改選が行われることとなりますが、下記及び別紙のとおり、その取扱いに係る留意事項をお知らせいたしますので、適切に選任手続きを進めていただきますよう、よろしく願いいたします。

### 記

#### 1 任期の起算点と委任期間（就任期間）の考え方について

- (1) 社会福祉法第41条第1項の規定により、評議員の任期満了日は「選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで」となります。
- (2) 任期満了日の算定に当たっては、評議員選任・解任委員会の議決のあった日が起算点となります。
- (3) 上記に関わらず、法人と評議員の委任関係については、評議員の就任承諾をもって開始されます。  
よって、委任期間を切れ目なく、かつ重複なく選任するには、就任承諾書等の日付けは、当該定時評議員会の日とすることが望ましいです。

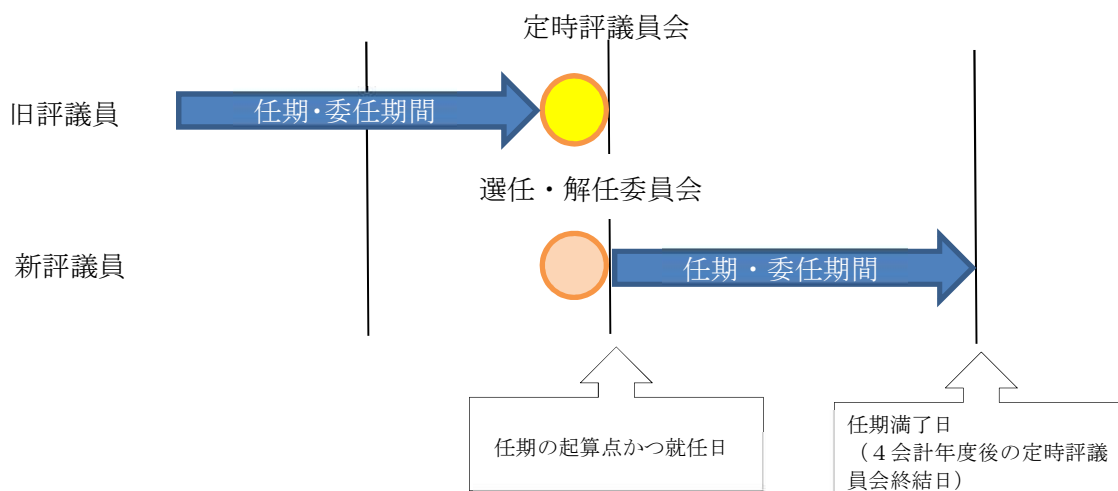
#### 2 評議員の改選パターンについて

評議員の改選パターンは、次の3通りの取扱いが考えられますが、「3」以降にそれぞれの留意事項などを記載していますので、法人の実情に応じて検討してください。

- (a) 定時評議員会と同日に評議員選任・解任委員会を開催する場合
- (b) 定時評議員会よりも前の日に評議員選任・解任委員会を開催する場合
- (c) 定時評議員会よりも後の日に評議員選任・解任委員会を開催する場合

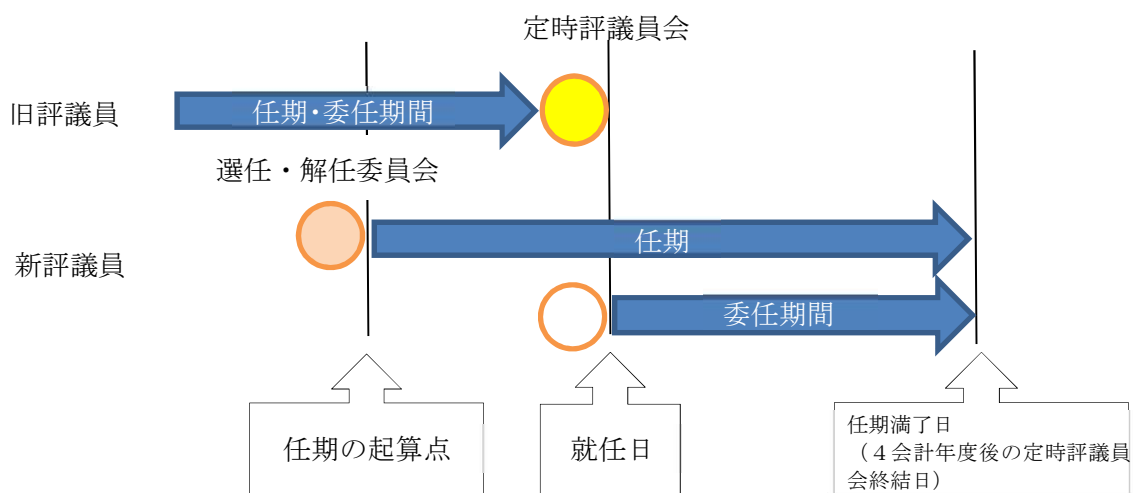
### 3 評議員選任・解任委員会の開催順序のイメージ

#### (a) 定時評議員会と同日に評議員選任・解任委員会を開催する場合



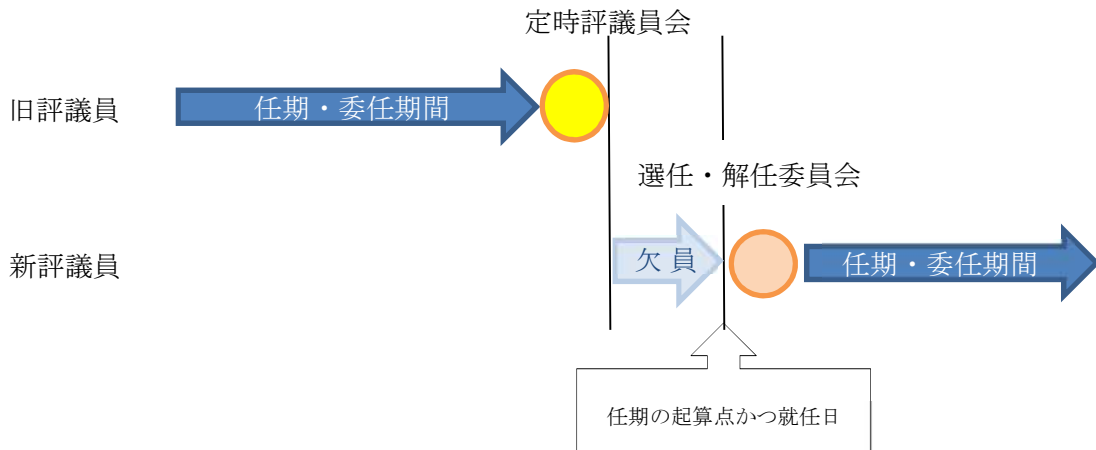
- 定時評議員会と同日のうちに、評議員選任・解任委員会を開催し、新評議員選任の議決を行い、かつ新評議員が同日付で、就任承諾を行う場合には、新旧評議員が切れ目なく選任されます。

#### (b) 定時評議員会よりも前の日に評議員選任・解任委員会を開催する場合



- 委任期間を切れ目なく、かつ重複なく選任するには、就任承諾書等の日付けは、当該定時評議員会の日とすることが望ましいです。
- 定時評議員会の日より前に就任承諾書を徴収する場合は、「令和2年度の決算に関する定時評議員会終結時に評議員に就任することを承諾する」等の停止条件付の承諾書を受領してください。
- なお、3月中に評議員選任・解任委員会を開催し、新評議員選任の議決を行った場合には、定時評議員会の前年度から任期を起算することとなり、通常よりも任期が1年短くなってしまふことに留意してください。
- 現況報告書に記載する任期は、「就任年月日～令和〇〇会計年度に関する定時評議員会の終結時の年月」となります。

### (c) 定時評議員会よりも後の日に評議員選任・解任委員会を開催する場合



- 定時評議員会終了から新評議員が就任するまでの期間については、社会福祉法第42条第1項の規定により、「評議員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された評議員が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する」とされていることから、当該期間は、旧評議員が暫定的に職務を担うものです。
- ただし、長期間、旧評議員に法人運営に係る責任を負わせることは適当ではないことから、定時評議員会終了後、速やかに評議員選任・解任委員会を開催し、新評議員選任の議決を行うとともに、その就任承諾を得てください。

#### 4 選任手続の流れ

選任手続の流れとして、(a) 及び (b) の場合のフロー図を **別紙** のとおりお示しいたしますので、参考に選任手続を進めてください。

- ※ 定時評議員会終了後同日又は定時評議員会よりも前の日に評議員選任・解任委員会を開催する場合で、評議員、役員（理事及び監事）、評議員選任・解任委員の任期満了時期が重なった場合の例としています。

#### 5 選任手続の参考様式

選任手続に必要な書類を添付いたします。

あくまでも「参考」ですので、各法人において、既存の様式があれば、既存のものを御使用ください。

- (参考様式 1) 履歴書
- (参考様式 2) 誓約書
- (参考様式 3) 特殊関係等確認票
- (参考様式 4) 候補者推薦書
- (参考様式 5) 監事選任案に関する同意書
- (参考様式 6) 就任承諾書
- (参考様式 7) 委嘱状